

ホームページ等への市民活動団体情報の掲載手引き

令和7年4月 改訂

海津市では、市民活動団体の活動をサポートするため、市民活動団体登録制度に登録した団体が主催するイベントや活動、会員募集情報などをホームページ等で発信します。掲載にあたっては、次の基準を設けておりますので、依頼する団体におきましては、必ずご確認ください、了承された上でお申し込みください。

1. 掲載対象

海津市市民活動団体登録要綱に基づき市に登録した市民活動団体の、イベント情報や活動紹介、会員募集を対象とします。

2. 掲載できないもの

海津市広報紙広告掲載要綱第2条の各号に掲げる次の内容のものは掲載できません。

- (1) 法令及び条例並びに規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (3) 青少年の健全育成にふさわしくないもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝その他これらに類するもの
 - (5) 本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
 - (6) 誇大又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - (7) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの、又はそのおそれのあるもの
 - (8) 広告の主体及び責任の所在が不明確なもの
 - (9) その他前各号に属さないもので、市長が市の広報紙に掲載する広告として適正でないと認めるもの
- ※過去の掲載において苦情やトラブルがあった記事など



3. 申し込み方法

(1) 申し込み期限

随時

(2) 申し込み先

メール、FAXまたは直接窓口へ提出してください。

窓 口：海津市まちづくり協働センター（南濃総合福祉会館ゆとりの森）

メー ル：kaizu-machisen@city.kaizu.lg.jp

ファクス：0584-71-6303

※申込書は、まちづくり協働センター窓口で配布するほか、市ホームページ（右のQRコード）からもダウンロードできます



4. 掲載期間

●イベント情報

イベント開催日まで

●活動紹介及び会員募集

登録団体でなくなるまで

※掲載期間中に削除を希望される場合は、まちづくり協働センターへご連絡ください。

5. 留意事項

●受け付けてから掲載まで1週間程度を要します。

●掲載後、記事内容について苦情やトラブルがあった場合には取下げることがあります。

●掲載内容に関してトラブルが生じた場合には、当事者間で処理をお願いします。

6. 問い合わせ

〒503-0695

岐阜県海津市南濃町駒野827番地1

海津市まちづくり協働センター

電 話：0584-71-6303

ファクス：0584-71-6407

メー ル：kaizu-machisen@city.kaizu.lg.jp